

転出届（郵送用）

日進市長あて

申請日 令和 年 月 日

申請者氏名	
住所	
電話番号	※日中に連絡が取れる番号をご記入ください

引越し日 (引越し予定日)	令和 年 月 日		
新住所			新世帯主
旧住所	日進市	旧世帯主	

引越しする人（申請者を含め引越しする方全員の氏名などをご記入ください）			
氏名	生年月日	続柄	マイナンバーカード
	大・昭・平・令・西暦 年 月 日		有 ・ 無
	大・昭・平・令・西暦 年 月 日		有 ・ 無
	大・昭・平・令・西暦 年 月 日		有 ・ 無
	大・昭・平・令・西暦 年 月 日		有 ・ 無
	大・昭・平・令・西暦 年 月 日		有 ・ 無



住所変更する方の中にマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合、下記の項目に全て当てはまる方は、カードでの転出ができます。この場合、紙の転出証明書は送付しませんので返信用封筒は不要です。処理が終わり次第、ご記入いただいた連絡先にご連絡します。連絡後にカードを持参して転入先で転入手続きを行ってください。

- ☐ 紛失していない、有効期限内のマイナンバーカードがある。
- ☐ 引越し日から14日以内にマイナンバーカードを持参して新住所で転入手続きができる。
- ※転出届が日進市に到着した時点で引越し日から14日経過している場合は手続きできません。

 **カードでの手続きを** ☐希望します ☐希望しません

※チェックがない場合は「希望しません」とみなします。

この申請書と、申請者の本人確認書類のコピー、返信用封筒（海外への引越し、カードで転出する場合は不要）を同封してください。申請方法について、2ページ目も必ずご確認ください。

●申請方法

1. 日進市役所市民課市民係に以下のものを郵送してください。

①申請者の本人確認書類のコピー

- ・1点で確認できるもの

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど官公署が発行した顔写真付きの身分証明書

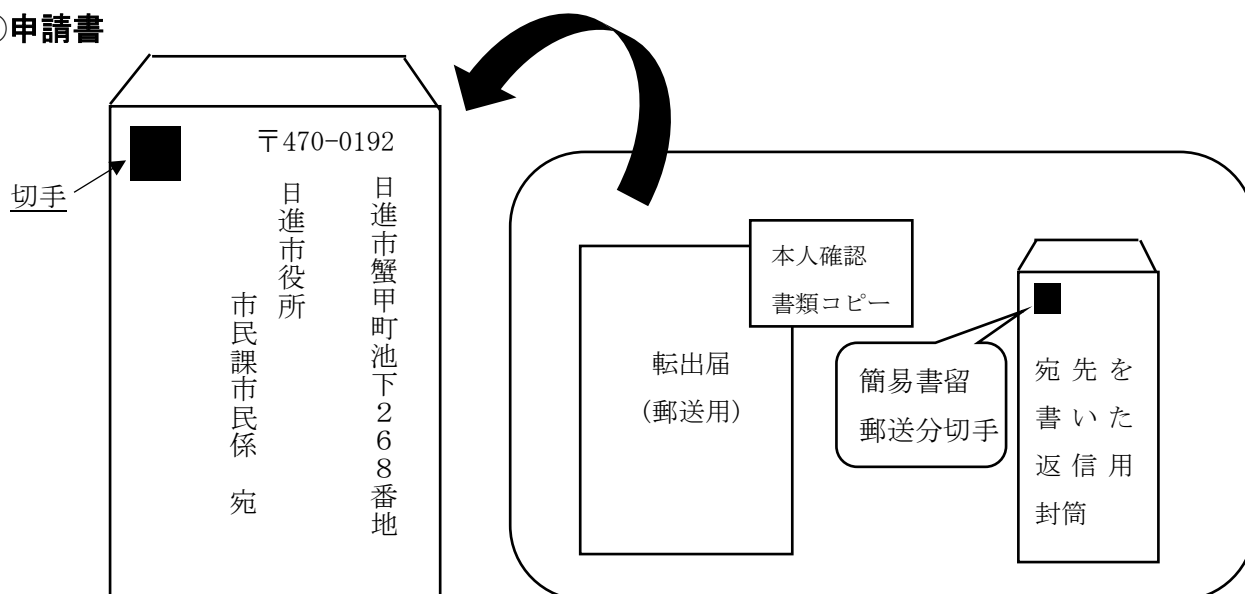
- ・2点で確認できるもの

健康保険証、年金手帳、各種医療証、診察券など

②返信用封筒 ※海外へ引越しする場合とマイナンバーカードで転出する場合は不要です。

現在お住まいの住所、氏名を記入し、切手（簡易書留郵送料金として **434円（※令和6年10月1日からは460円）**）を貼ってください。なお、返送先については、引越し前の日進市の住所または引越し先の住所以外には原則返送できません。

③申請書



2. 返信用封筒で日進市役所から「転出証明書」を返送します。

（海外へ引越しする場合とマイナンバーカードで転出する場合は返送しません。）

3. 引越し日から14日以内に引越し先の市区町村に転出証明書を持参のうえ、転入手続きを行ってください。（マイナンバーカードで転出手続きをした方はカードを必ず持参してください。）

●注意事項

- ・申請者は原則、引越しされる方本人です。やむを得ない理由で代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
- ・海外へ引越しされる日本国籍の方で、出国後もマイナンバーカードを継続利用される場合は、別途お問い合わせください。
- ・この届出（転出届）を取り消す場合は、本人の来庁が必要となります。

【問い合わせ先】

日進市役所 市民課 市民係

（〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地）

電話：0561-73-1289